

告 示 (写)

次期評議員適任者の推薦方法ならびに被推薦者の資格審査等については、学校法人常翔学園評議員候補者選考規定（以下「規定」という）第6条に基づき、下記のとおり取り扱うのでこれを告示する。

記

1. 評議員適任者の推薦受付期間

5月31日（火）から6月7日（火）まで〔日曜日は除く〕
10時から15時まで（郵送および宅配便の場合は期間内に必着のこと）

2. 推薦書受付場所

学校法人常翔学園法人室（以下「法人室」という）

3. 推薦の方法

- (1) 推薦は、所定の推薦書（規定に定める様式）による。
なお、推薦書は法人室、常翔学園校友会事務局、摂南大学校友会事務局、広島国際大学校友会事務局および常翔啓光学園高等学校校友会啓聖会事務局に備え付けている。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、希望者には郵送で対応する。
（連絡先：法人室）
- (2) 適任者の推薦には、2人以上の推薦者がなければならない。ただし、自らを推薦する場合は、この限りではない。
- (3) 推薦者は、適任者の推薦にあたり、あらかじめ推薦書に被推薦者の承諾の意思を明示しなければならない。
- (4) 推薦者は、複数の者を推薦できると共に、被推薦者となることができる。

4. 被推薦者資格

- (1) 寄附行為第28条第2項イ号の評議員（以下「職員評議員」という）については、2022年4月27日現在、専任または特任の職員として1年以上勤務した年齢25才以上の者であり、規定第10条ハ号に該当する者。
- (2) 寄附行為第28条第2項ロ号の評議員（以下「校友評議員」という）については、この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業し、2022年4月27日現在、年齢25才以上の者であり、規定第12条ハ号およびニ号に該当する者。
- (3) 寄附行為第28条第2項ハ号の評議員（以下「学識評議員」という）については、この法人に関係のある者または学識経験者で規定第14条イ号に該当する者。

5. 推薦者資格

- (1) 理事、監事、評議員、職員および校友は、委員会に職員評議員適任者、校友評議員適任者および学識評議員適任者を推薦することができる。
- (2) 前項の職員は、2022年4月27日現在、専任または特任の職員として1年以上在職した者でなければならない。

6. 被推薦者の資格審査

当委員会において行う。

7. 被推薦者名簿の作成ならびに理事長への提出

委員会で資格審査のうえ、その名簿を作成し、理事長に提出する。
なお、被推薦者については、6月10日（金）に法人揭示場に告示する。

8. 職員有資格者の確認

職員の被推薦有資格者・推薦有資格者は、法人室において次の期間これを確認することができる。

イ. 期 間 5月9日（月）から6月7日（火）まで〔土曜日、日曜日は除く〕
ロ. 時 間 10時から15時まで

9. その他定めのない事項、疑義が生じた事項については、当委員会の定めるところによる。

以 上

2022年5月9日

選考管理委員会

委員長 前 田 親 良